

## 全員協議会次第

令和 3 年 3 月 8 日  
全員協議会室 9 : 3 4 ~

1. 開 会 (9 : 3 4)  
落合事務局長

2. 挨拶  
井田議長

3. 協議事項

- (1) 清掃工場跡地利用事業の準備工事の進捗報告について
- (2) 武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会  
令和 2 年度世界農業遺産への認定申請に係る承認に関する審査結果について
- (3) 意見書の調整について

4. 報告事項

- (1) 厚生文教常任委員会
- (2) 議会広報広聴常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 予算特別委員会

5. その他

6. 閉 会 (1 4 : 3 5)  
小松副議長

令和3年3月8日(月)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

環境課長	吉田徳男	環境課副課長	三澤孝弘
環境課環境対策担当主幹	小川佳一	観光産業課	鈴木義勝
観光産業課農業振興担当主幹	江田直也	観光産業課農業振興担当主任	小林広和

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	落合行雄	事務局書記	山田亜矢子
------	------	-------	-------

---

◎開会の宣告

- 事務局長（落合行雄君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時34分)
- 

◎開会の挨拶

- 事務局長（落合行雄君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。  
○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、また早朝よりお集まりをいただきましてありがとうございます。また、先週の金曜日で一般質問が終了いたしました。12名の方が一般質問をされました。町政に対して様々な角度から質問をしていただいたというふうに思っています。これからも調査研究をしていただいて、さらに三芳町がよくなるために一般質問をしていただきたいと思います。

また、あしたからは予算特別委員会が始まります。令和3年度の予算を決める大切な特別委員会でございますので、もちろん準備万端のことと思えますけれども、改めてしっかりとした質疑をしていただいて、しっかりと予算の審査をしていただきたいと思いますというふうに思います。

今日は冷たい雨が降っておりますし、寒暖の差がありますので、皆様方におかれましては本当に体調には十分ご留意の上、議会活動に臨んでいただきたいと思います。

また、全員協議会なのですけれども、今日やらせていただいて、また19日にもやらせていただきます。1回案内を出させていいただいて、その後変更で2回に分けてやらせていただくことになりました。いろいろ二転三転をしてご迷惑をおかけして申し訳ございませんでしたけれども、やはり議案のボリューム等も考えてこのようにさせていただきました。ご理解をいただきたいと思います。

それでは、今日も協議事項、そして報告事項、その他とございますので、皆様の慎重審議をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

- 事務局長（落合行雄君） どうもありがとうございました。  
○議長（井田和宏君） 休憩します。

(午前 9時36分)

---

- 議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前 9時36分)

---

◎清掃工場跡地利用事業の準備工事の進捗報告について

- 事務局長（落合行雄君） それでは、協議事項に移りたいと思います。  
進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。  
○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

飲料水の持ち込みを許可いたしますので、ご承知いただきたいと思います。

また、担当課の皆様方におかれましては、分かりやすい簡明なご説明をお願いをしたいと思います。

それでは、協議事項に移りたいと思います。協議事項の1番、清掃工場跡地利用事業の準備工事の進捗報告について説明を求めたいと思います。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 環境課の吉田でございます。本日はよろしくお願いたします。

清掃工場の跡地利用事業、これに係る準備工事の進捗についてご報告ということで、あらかじめA3の資料、これ両面刷りでございます。1枚ずつご用意させていただいております。こちらのほうをご確認いただきながらお願いたします。清掃工場跡地利用事業、その準備工事の進捗と、また今後の予定につきましてです。事業が開始されてちょうど1年を経過しております。本日、ここで途中経過ということで報告をさせていただきます。

まず、利用事業者との現在の契約形態でございますが、これは事業用定期借地権を設定するための前段階としての借地権設定予約契約としていただいております。この期間を令和3年12月31日までとしておまして、この間に利用事業者におかれましては、特記仕様に定めた準備工事、これを行うものとしております。その内容が資料の第1項に掲げるこちらの4件の工事でございます。一方、これに附帯して町が実施している業務は、その右側、資料の第3項、こちらに掲げる6項目となっております。準備工事の期間は、令和3年12月31日まででございますが、下の表を御覧のとおり、特段の遅れはなく予定どおり進んでいるところではございます。ご案内のとおり、太陽の家も当初より1年早く移転となりましたので、この解体も含めて全ての準備工事、附帯業務、附帯工事が令和3年中に完了できる見込みでおります。また、これをもって国庫補助金を返還し、借地契約が可能となりますので、基本協定のとおり、令和4年1月1日、賃貸借の開始に向けて、引き続き円滑な事業実施に努めてまいります。

ここで1件計画の変更が生じる見込みとなりましたので、本日特にご説明をさせていただきます。資料の裏面を御覧いただきたいと思います。こちらのとおり、埋設廃棄物の処分に係る業務でございます。御覧のとおり、これは断面図、これはちょっとデフォルメして描いておりますが、こちらの廃棄物の排出量、これが当初の計画を大きく超えてしまう見込みでございます。そのための業務量の増加ということでございます。当初の計画では、前年度までの事前調査を基に処分量を3,000トンとして積算しておりました。本年1月、業務委託契約により当該業務を進めましたところ、スタートの時点、これは表層から5メートルの厚さ、5メートルまでの覆土、この土を取り除く段階ですが、この覆土の中からおおよそ1,500トン、おびただしい量の廃棄物が排出されました。そもそも覆土は良質な土として、そこに廃棄物が混在するということが想定しておりませんでしたので、これが計画変更の大きな要因となってしまいました。

また、本来の目的であった埋設廃棄物、これは地下5メートル以下10メートルまでの部分ですが、これも今日まで掘り起こしが進んだ時点で、おおよそ1,500トンの増量を見込まなければならないかなと考えております。これにつきましては、あらかじめある程度の増量は見越して設計しておりましたが、それも予測を超える見込みでございます。

以上から、処分総量としましては、現時点でおおよそ6,000トン程度になるかと考えております。

今後の業務計画としましては、資料の右側、囲みの部分でお示しするのとおりでございます。当年度予算で処分しうる量を4,100トンと仮定し、なお処分し切れないこととなる残りの1,900トン、これについては翌年度、速やかに予算措置の上、遅滞なく完了しなければならないかと考えております。なお、本業務はなおも

進行中でございます。本日お示した数値は、あくまでも現時点での見込みでございます。当年度分の業務が完了した暁には、より確実な数値、これをもって詳細にお伝えできると思っておりますので、その際改めてご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上、清掃工場の跡地利用事業、1年経過した時点での進捗の状況と、あと今後の予定ということであらかじめご説明、ご報告させていただきました。今後もよろしくどうぞお願いいたします。

○議長（井田和宏君） ただいま清掃工場跡地利用事業の準備工事の進捗報告について説明をしていただきました。

質問がある方は、挙手にてお願いをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

環境課の方には本当にご苦労だなと思えます。最初は財務課のほうでやっていたのですよね。それが途中で環境課になるのだから、本当に財務のほうで説明していただければというふうにすごく思います。

それで、お聞きしたいのは、3の準備工事に附帯して町が行うべき業務、工事ってあります、1から6まで。その各金額がどのくらいになるのか、それぞれの金額を示していただきたいと思えますが。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 現に実施済み、完了したもの、またこれから行うものとございますが、行うものについては見込みとしてお伝えいたします。

まずは、水処理施設に係る電源工事、P C Bの撤去業務、こちらについてはもう既に完了しております。この電源工事の関連につきましてはおおよそ480万円、水処理施設進入路に係る用地測量業務、またその後の土地の分筆、合筆などの登記ですが、用地関連につきましてはおおよそ140万円、水処理施設進入路に係る築造設計業務、これにつきましては業務委託費として510万円、また水処理施設進入路の築造工事、この実際の工事につきましては、令和3年度年度途中の補正予算にて予定しておりますが、おおよそ2,700万程度で、現時点では工事の積算、報告を受けておるところでございます。これにつきましては、また今後精査した上で具体化してまいりたいと思えます。

埋設廃棄物の掘り起こしに伴う周辺環境影響調査業務等々、これら廃棄物の掘削処理に伴う分析調査関連としましては330万円、そして埋設廃棄物の運搬処分業務、これにつきましては今般計画変更が生じたものですが、今年度の予算が9,300万円、また令和3年度に追加として行わなければならない事業費としましては、これはやはり当年度業務完了をもって、より具体、詳細な処分料、また廃棄物の性状、それら内容に合わせて事業費の積算などを行ってまいりますので、これにつきましてはまだ具体的な金額については現時点では分かりかねます。

以上のとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 運搬処分業務で今9,300万で、翌年度はこれからということで、2年度よりも3年度のほうが金額が多くなるのかどうか、その目安としては。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） お答えします。

現時点での見込みでございます。当初の計画が3,000トンでございました。現時点の見込みでは、翌年その3分の2程度の量を見込んでおります。いずれにしましても、今年度、当初の事業費は上回らない、単純に言いますと半額から3分の2程度で収まるものではないかと、本日現在では予想しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） （6）についてはこれからなので、まだ予定は難しいと思うのですが、7月にこの埋設物の土壌調査業務委託になっていますけれども、実際にその結果が分かるというのは、検査をして大体どのくらいに、1か月ぐらい後に検査結果が分かるのか、その検査の結果の時期って、大まかでいいのですが、大体何月、9月とか、その辺の目安がもし分かれば結構なので、お願いします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 埋設物の土壌調査、これにつきましては現在行っている埋まっているごみ、これを全て取り除いて、地下10メートルの底地が露呈した時点で調査ができるものでございます。ですので、掘削の工事が全て完了して速やかにこの調査を行う予定ではおりますが、試料を採取して分析結果が出るまでに1か月程度、標準的にはそのように承知しております。あくまでもこの目安で進めることができるかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それでは、裏面のほうなのですが、実際に廃棄物が相当量が増えたということで、それでも処分しているのが県内処分場が1,000トン、県外処分場が1,800トンということで、三芳町の最終処分場には1,300トンということで、これのそれぞれの金額というのは、県内処分場と、それから県外処分場というのは費用がかかっていると思うのですが、過去に処分したところの金額についてお伺いします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） こちらの運搬処分業務委託料の単価をお伝えさせていただきます。県内処分場、こちらにつきましては、トン当たりの単価でございますが、トン単価が2万7,000円、県外の処分場については2万9,000円でございます。場内への移設につきましては、これは場内移設ということですので、その単価については格段の低い価格での委託となっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この三芳の最終処分場に、今現在あるところにどんどん増やしていくという、こういった増やしていくという計画というのは、最初はなかったと思うのですが、最初からそれがあったのかどうか、その辺増やすことについてはどう思っているのかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これにつきましては、そもそもこの埋設地にこの埋設が行われていたのが1979年、昭和54年です、から2年間。その上に御覧のとおり厚み5メートルの土をかぶせて覆土して、舗装で密閉されたのが1981年、ちょうど40年前のことでしょうか。まだまだ産業廃棄物の不適正処理が多く見られた時代であったかと思われま。現に覆土のごみは、全て建設由来の産廃であったということ、また5メ

一ター以下の埋設廃棄物にも焼却灰以外に焼却されていないままのもの、これがやはりおびただしく混じっています。これは、リサイクル法が成立されたのが平成2年、それ以前のやはり時代のものでしたので、往々にしてそういう風潮があった時代ではないのかなと思っております。やはりちょっと処分場、工期の短縮なども見越して、これは県内と県外と2か所の処分場に委託をしておりますものでございますが、やはり処分場にそのまま搬入できない不適物が相当見込まれるということで、それらは自区内処理、やはり自分のうちのごみは自分のうちで移設処理を行わなければならないということで、あらかじめある程度の量を最終処分場へ場内移設するということは見越して積算、設計はしておいたところです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最終処分場に入れるという話は、ちょっとなかったのかなと思うものですから、実際にはこうやってどんどん増やしていくと、今後後の処理がまたそれで大変になってくるのかと思うのですけれども、この廃棄物が実際には増えていって6,000トンということでありましてけれども、この辺についても石坂産業株式会社のほうと負担とか、そういうことをもう一度話し合えないのかどうか、全て町でそうやって負担していくことがどうなのか、その辺については。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘の点ですが、こちらはやはり町と利用事業者、石坂産業さんですが、事業協定、また現在の借地権設定の予約契約、これに基づいて事業が行われるところでございます。まず、その協定によりまして、本来町が全てこの清掃工場の跡地、この土地全体の形質を変更すること、建物を解体したりですとか、基礎コンクリート、掘削、廃棄物の掘削についてもそうです。これら全て行って土地の形質を変更しなければならないところ、そのうちの一部、こちら資料でお示ししましたとおり、建物の解体ですとか廃棄物の掘り起こし等4件でございますが、こちら町が本来行わなければならない業務の一部を利用事業者の負担で行わしめると、そのような協定、合意の下で事業がそもそも開始されたものですので、それ以外に係る掘り起こしたごみを運んで処理しなければならない、これは町独特の支出負担で行わなければならないと、こうしたものでございました。ですので、ご指摘の点は分かるのですが、このごみの運び出し、処分に係る業務費用、これの増加、これが賃貸料の積算ですとか、設定に与える影響はないということになっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

先ほどご説明の中で今年度の処分量と、あと処分単価のほうを教えてくださいました。令和2年度は、埋設廃棄物の運搬処分費用ということで9,300万予算計上されておりますが、先ほど処分費用だけおっしゃられたのか、それに運搬費用も入っているか分からないのですけれども、例えばこの令和2年度予算は9,300万で足りるのかどうか、こちらについてまずお願いします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘の点につきましては、これは運搬と処分料です。運搬と処分料、これを

一体とした金額、込みの金額でお伝えしました。単純に申しますと、当初の予定3,000トンのうち、うちと  
いうか、3年度に送らなければならないと見込みの量が1,900トンですので、やはり当年度予算、それは大  
きく下回るのではないかという現時点の見込みでございます。費用は、処理単価を当年と同水準で実施でき  
ればという前提ではございますが。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、この見込みも出ております。正確なもの出てから、例えば令和3年度当初予  
算には載っていなかったと思うので、補正計上かなと思うのですが、単純に先ほどの説明だけでいうと、大  
体2,900万くらいの補正が載ってくるというような予想でよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） こちらについては、見込みでお示しておりますが、県外の処分場に処理する  
金額で、同じ単価で見込みますと2,900万、それに税が別途かかってくるかと思えます。処分場に移設する  
ための単価は、これはそれに比べて格段に低いものとなっておりますが、吉村議員さんからもご指摘があり  
ました。最終処分場、これについても三芳町の最終処分場についても許可容量がございます。その限度内、  
またあと容量のどの程度まで移設することが望ましいのかという、そうした判断も必要かとなりますので、  
この計画どおりにはいかないこともあるかと思えます。要するに県外処分場へ通常処理する量が現在のこ  
の見込みよりも増える場合があれば、その場合にはやはり費用もその分増加すると、このようには考えてお  
りますが、いずれにしましても、業務委託契約を、その後業務を進めたところ、今般初めて実際に蓋を開け  
てみたら、こういう状態なのだという事実が発覚したということですので、当然ながら当年度、翌年の当  
初予算には間に合わなかったわけでございますが、何しろ今年度分の事業が完了した時点で、もう正確な見  
込みの量、そして廃棄物のごみの内容、性状、これに基づいて処分計画、これを詳細に積算してまいりたい  
と考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

当該箇所の表面積は何平米でしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 面積的にはおよそ2,000平米。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、最初のこの覆土の5メートルと2,000平米で、この覆土したもの  
というのは何トンという計算なのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） およそ1万トン、体積としましては泥全体で1万トンですか。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、1万トンの中に1,500トン建設資材等が入っていたということで

よろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、この2,000平米、5メートルは全て掘り起こしてあるということ  
でよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりでございます。これらの建設廃棄物、これは全て分別しておるわけ  
ですので、ごみを取り除いた覆土、それは掘削工事全て完了した後にこれらの泥は埋め戻しにまた使用する  
と、このような予定であります。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） すみません。もともと覆土を町のほうで頼んだわけでしょうけれども、そういうよ  
うな廃棄物を入れてくれというようなお願いで覆土したのでしょうか、当時。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そこののですが、先ほど申したとおり、ここの地が処分場として使われていた  
のが1979年、40年以上前のこと、ここがもう全て蓋されたのがやはり40年前、その当時、何しろ最終処分場  
としてここも埋立てを完了するというので覆土と、あと舗装、閉じ込めです。これを町の事業として行っ  
た、それは間違いのないことでございますが、何ゆえその覆土の中にこうした廃棄物がまじってしまったの  
かということは、ちょっと想像の域を超えませんので、何とも図りかねるところではございます。ご理解い  
ただければと存じます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） その業者の方に頼んで、5メートルの範囲で良質な土を埋めてくれというような契  
約をしてやったのだったら、瑕疵特約ではないですけども、その業者に責任等はないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘の点は十分理解いたします。何しろ40年以上前のことでございます。そ  
の点につきましても、追及できるのかどうかということですか。その点については、ちょっと現実的には困  
難であるのかなと、簡単に言えば出てきてしまったごみ、これは三芳町自区内のごみとして、これは覆土と  
ともにまた元に戻ってしまうということは当然できませんので、埋設廃棄物とともにやはりこれは町が自区  
内、自家のごみとしてともに当然に処理しなければならないと、このような判断の下でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

結局どれだけ入っているとかなかなか確認していないから、そういうことになったのだと思うのですが、  
今後のその積算、例えばどこかの事件ではないですけども、ビニールが埋まっても廃棄物だみたいな  
形で、正確にどういうものがどのぐらい出たという検証というのはどういう形でされるのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これは、現在、現に履行されております埋設廃棄物の運搬処分業務委託、そちらの中で処理実績報告、それは委託業者、現場責任者、監理技術者において毎日1日の処分量、あと処分内容、廃棄物の処理、コンクリート殻であるとか、そうした混在物等であるとか、そうした1日1日ごとの処分実績、これは町のほうへ報告しなければならないと、このような仕様で行っておりますので、処分量、それらにつきましては、日々精査というか、確認しておるところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 覆土に関しても、そうやって信用してもそういう場合もあるので、ぜひそこら辺のところはしっかりやっていただきたいというのが一つなのですが、下の部分につきましては、もともとこれは5メートルの泥の量が、上と同じだと1万トン中3,000トンある予想だったのが4,500トンあったということではよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そもそも目的物である5メートル以下10メートルまでの埋設廃棄物ですが、これは断面図、このように資料をお示ししておりますけれども、すり鉢状で埋まっていると、こうした調査の下に積算をしておりました。やはり掘り始めてみると、埋設の範囲が実際には想定よりも広がったということです。あとは、これは業者さんに使う言葉だと、ふけるという言葉を使っていますけれども、要するにこれまでも閉じ込められていたものが表面にこうやって露出しますと、ある程度体積がぶわっと膨らむというのですか、そうした性質もあるということで、やはり想定よりある程度は増量するというふうな、そうしたことがあるのでということで、実際には3,000トンよりも若干やはり上回るだろうということは見越して積算はしておったところでございます。ただ、その増加がやはり当初の想定よりも多うございました。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、今現在、何メートルまで掘っているのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） こちら2,000平米の土地、用地でございますけれども、平面で見ると、もう半分を超えた部分、半分を超えた部分でもう地底、10メートルの地点の地肌が見るところでございます。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

利用事業者が行うべき準備工事として、廃棄物の掘り起こしをして運搬車に詰め替えるという過程がもともと契約の中にありますが、これの最終的な掘り起こしの量というのは変わらないということではよろしいのですか。もともと廃棄物がどのぐらいあったかないか分からないけれども、全体は同じ量だけでもともと試掘というか、掘る計画だったということではよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 当初の設定、当初の積算ではこちらお示しするとおり3,000トンで、事業者の掘削も、またあと町の運搬処分、こちらのほうも予定しておったものですが、出てきてしまったごみ、予想

外にその量が増加したわけですけれども、これらのごみは全て全量完全に取り除かなければならないこととされており。こちらのほうがだから、当初の予定量だけ処理してしまえばいいというものではございません。出てきてしまったもの、事実あるものは全て取り除いた上で、これは廃棄物処理法上、場所は指定区域というふうに指定されておるわけなのですけれども、全量残っているのは駄目だと、全て廃棄物が取り除かれた上でないと、その指定区域から解除されることがないと、したがって、土地を目的外、要するに石坂さんの事業用地ですけれども、目的外に使用することができないことですので、事業者におかれては出てきたもの、増加した量、これは全てやはり取り除かなければならない。それは、全て協定どおり事業者の費用負担で行うものであるということに変わりはありません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、予定より1,500トンでも2,000トンでも掘り起こす量が増えたとしても、新たに値引きというか、町が利用業者に支払うお金はないということではよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりでございます。処理料、あるいはそれに伴って利用事業者が負担すべき実際の工事費、これが変動したとしてももう賃料の設定、それについては影響がないと、このようなところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

40年前ということで、今と法律も大分違っているとは思いますが、その部分に関して四の五の言うつもりはないのですけれども、今回これを最初見積もっているわけです、3,000トンで。クリーンセンターの事業のときに何が起こったかご存じないのかなって、あのときも大量の瓦礫が出てきて、大幅な追加予算というか、処分費がかかったと、当然同じような施設ですから、予想はついたと思うのですが、全然学習能力ないのかなというのが本音のところ、すみません、なぜ予想していなかったのかなというのは。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 山口議員さんご指摘なのは、ふじみ野市のあの跡地、恐らく平成25年、26年に行った掘削処理でしたよね。あれで10億を超える費用を要しましたっけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○環境課長（吉田徳男君） 確かにあれも私もその当時の工事記録拝見しました。同じようなことなのかなというふうな、ご指摘のとおりなのです。事前調査の段階でボーリング、この地点8か所ボーリング調査しておるのですけれども、5メートル以下の廃棄物、それに係る調査でございまして、覆土については厚みを測定するための調査となっていました。なので、覆土中に物が混在するかどうか、そうしたことはその調査の仕様には含まれていなかったというところなんです。ですので、覆土に係る部分については、なので対象として全く捉えていなかったというのは、そういう事実でございます。もうそれしかちょっと説明のしようがないのですが、以上でございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

見積りのときに金額取っておくのか、実際に掘ってみて掘削して瓦礫が出てきたとか、処分でお金かける、結果は変わらないと思うのですけれども、町の見積りの信頼度の問題だと思うのです。やっぱり事例が全然なくて初めてでびっくりしたというならまだしも、やっぱりクリーンセンターのときあれだけ大きな騒ぎに、騒ぎというか、大きな金額使って、町も当然負担していますから、それが全然よそのというよりも、我々も関係しているわけです、クリーンセンターには。そういう事例が全く生かされないというのは、やっぱり町のいろんな見積り等の信頼度が落ちるわけです。何かそのときでそのときで変わってきたり、やり方が変わってきたりいろいろしてやっぱり統一感がないなど、この件はもう清掃工場跡地に関してはほかにはないですから、いいのですけれども、こういった問題に関してちゃんと事前にこういう事例があるので、ここまできちっとチェックしようとか、見積りできるだけ正確、精度を上げようというのが何か感じられないのです。すごく答えにくいかと思うのですけれども、感想です。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 指摘のとおり、真摯に受け止めています。確かに私ども担当課としましても、事前の調査の結果、そして今年度のそれに基づく当初予算、それをうのみにしてこの業務を開始したということ、これはもうそのとおり、否定することできませんので、確かに過去の事例に学ぶというところ、そこまでのやはり余裕、ゆとりというのがなかった、それはもう大いに反省しております。ある程度掘ってみればこういうことがあるよということは少なからず、何件もあることではないのしょうけれども、全国的にこうした事業というのは。ただ、やっぱり身近にそうした過去の例がありましたので、予測しなければならぬこと、もっと多角的にそうした検討を行った上で進めなければならなかったのかな、そうしたご指摘は真摯に受け止めております。今後、です、来年度追加で行うという見込みでございますけれども、それに当たっての積算ですとか、それは十分に慎重に積算して進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で清掃工場跡地利用事業の準備工事の進捗報告についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時17分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時18分)

---

◎武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会

令和2年度世界農業遺産への認定申請に係る承認に関する審査結果について

○議長（井田和宏君） 続きまして、協議事項の2番目、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会、

令和2年度世界農業遺産への認定申請に係る承認に関する審査結果について報告を求めます。

観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） おはようございます。早速ですが、報告をさせていただきたいと思います。

お手持ちの資料を御覧になってください。ちょっと長いタイトルで恐縮なのですが、認定申請に係る承認に関する審査結果ということで、認定がされたわけではございませんという意味で、ちょっと正式名称というか、通知と同じ書き方をさせていただきました。

ざっと今までの流れを（1）番からお伝えしたいと思います。平成26年度に世界農業遺産の最初の申請を行っております。2年ごとの申請ということになりますので、その後、2年後の28年度、もう一度申請しております。このときには世界農業遺産と日本農業遺産のダブルエントリーという形になっておりまして、その年度最後の3月14日に日本農業遺産に認定されたという経緯がございます。その後、世界のほうはまだ承認されておきませんので、30年度に認定申請をもう一度行った、そのときは残念ながら書類審査で終わっております。その後、令和2年度にもう一度4度目の承認審査を行いまして、認定申請に係る承認を得たところでございます。

1ページめくっていただきまして、（2）番です。本地域の伝統的農法である武蔵野の落ち葉堆肥農法を令和2年度世界農業遺産への認定審査に係る承認申請ということで題しておりますが、またちょっとこれも長いのですが、内容は特に変わっておりません。構成市についても川越市、所沢市、ふじみ野市、それと事務局の三芳町、JAいるま野、川越農林振興センターで構成されている協議会として、今回も申請させていただきます。申請している伝統的農法も武蔵野の落ち葉堆肥農法で変わりはありません。ということで申請書の内容はもちろんブラッシュアップしながら、また現地調査についてもいろいろ考えながら、前回とは違った形でやらせていただいております。その中で7月22日に申請を行ったところなのでございますが、昨年の。その後、9月18日に一次審査、書類審査です。申請書を出しまして、これが通過してございます。令和2年の10月26日に、ご存じのとおりなのですが、日本の現地調査、専門家委員さんがお二人見えております。それが結果が翌3年の1月27日に通過したということで通知をいただいております。その後、専門家会議の評価を踏まえまして、認定申請に係る承認を得たところでございます。それが2月19日付で、令和2年度世界農業遺産への認定申請に係る承認に関する審査の結果についてという題目で、日本の審査が通過しましたので、今後、FAO、国際食糧農業機関のほうに申請書類を作成してくださいという簡単な、申し上げるとそういった通知でございます。

その3）番のほうで下のほうにあります。今後のスケジュールとしましては、承認地域向けの説明会、これが先週終わっております。やっと全貌が分かったのですが、その後、4月にまず世界に向けた申請書をこれから作成というか、元の申請書を基に、日本語の今出している申請書を基に世界に向けての変更というか、マニュアルに沿って世界に向けての申請書に変えていくという作業を行いまして、まず4月の半ばに出しまして、それを5月の10日に世界農業遺産等専門家会議、これは世界の専門家会議なのですが、そちらに英訳して一旦お出しするという形になっております。その後、それが1回で終わるわけではなくて、日本の申請書もそうなのですが、世界の申請書についても専門家委員とやり取りをしながら、審査が何度も何度も行われると聞いております。その後、申請書が整えば、それがいつになるかはちょっと今のところ分かりませんが、特に2年度に承認申請をもらったところも、まだコロナの関係で現地調査が行われて

いない状況であります。うちの現地調査がいつになるか分かりませんが、その書類が整い次第、F A Oによる現地調査が行われる予定でございます。その後、これもいつなるか分かりませんが、F A Oによる最終的には世界農業遺産の認定地域の発表ということで、前例ですと、イタリアのローマに行きまして、そこで農法のプレゼンをして、そこで承認式みたいなのが行われて、認定書がいただけるということになっているようでございます。

以上が今までの流れと、これからの簡単な概略になります。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） ただいまの説明に対して質問がある方は、挙手にてお願いをいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

ここは、武蔵野の落ち葉堆肥農法をメインにしている世界農業遺産なのか、それとも三富新田、下富と上富、所沢市と一緒に入りますよね。そうすると、今はご存じのように中富なんかはすごく開発で平地林が大幅に減っています。ですから、そういったところでどちらをメインとしているのか、ここだと武蔵野落ち葉堆肥農法ですけれども、どちらなのか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） 主査である江田でございます。今の吉村議員の質問にご回答させていただきます。

こちらのほうにつきましては、落ち葉堆肥農法、こちら資料のほうにもちょっと書かせていただいておりますけれども、武蔵野の落ち葉堆肥農法システムについての申請でございますので、システムの保全という形で図っていくという形でございますので、ということでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、日本農業遺産と同じということですよ。それで、実際に三芳に落ち葉掃きの堆肥にしている農家というのは、どんどん減っていると思うのですけれども、今もし分かれば結構ですけれども、何世帯ぐらいが落ち葉掃きをやっているのか、農業全体数のうちのどのくらいしているのか、もし分かれば。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） 今落ち葉堆肥農法をやられている農家がどれぐらいいるのかという、町内で、質問かと思えますけれども、そちらにつきましては、こちら申請書を申請しておる協議会のほうで、実際に落ち葉堆肥農法を行われている農家さんを実践農業者という形で認定をさせていただいております、今そちらの農家さんのほうが36の実践農業者、町内ではいるような状況となっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

G I A H S の申請の要件については緩和ということがあったと思うのですが、その中でシステムの持続性

のための保全計画というのを出していると思うのですが、事前に町長の住民の皆様の説明によりますと、開発等は制限しないというようなお話をたしかしていたと思うのですが、この保全計画の内容というのはどういうものなのか教えていただきたい。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 保全計画は、委員おっしゃるとおり申請書と一緒に出しておるのですが、5要件というのがありまして、農業遺産に関する。1つが食料及び生計の保障、2つ目が農業生物多様性、3つ目が地域伝統的な知識システム、4つ目が文化、価値観及び社会組織、5つ目がランドスケープ及びシススケープの特徴という5つの5要件がまた細かい話があるのですが、その中に規制に絡むようなものはもともとなくて、今まである農法を維持するために、もちろん実践農業者を一定減らさないようにしますとかということはあるのですが、それが例えば山を切ってはいけないとか、木を切ってはいけないとか、何してはいけないというのは全くないです。むしろそれを保全という意味ではありますけれども、増やすとまでは言っていませんし、数値的目標も掲げていません。ただ、落ち葉を使った実践農業者をキープするということで、落ち葉についても自分で持っている山でなければいけないとか、そういった規制もかけておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

遺産なので、当然保全をしていくというのが大前提でないと、遺産を取る意味もないのかなと思うのですが、現在、いろんな方のお話を聞きますと、世界農業遺産が取れそうなので、今のうちに山を売ってしまわなければいけないとか、結構現実的にそういうお声を、何十人というわけではないのですが、もう準備しているという方がいらっしゃるし、そういったことになってしまうと逆効果なのかなという部分もあるので、そういったことに対して住民の説明会に、地域向けの説明会というのがございますけれども、こういった説明をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 今のところ、承認を受けたわけではないので、ちょっと説明会というのが、コロナ禍というのもありまして、しづらいと考えております。ただ、もちろん保全はしていかなければいけないし、この農法をやっていただいている、実践していただいている今言った実践農家の方はいらっしゃいますので、その方にはこの2月19日の通知をいただいてすぐに個別に訪問しまして、今言ったような説明はしております。その中で、まだ認定されたわけではないということで何年かかかる、それで規制を特に、もちろん保全計画の中で規制をしてはいけない、何かこうしてくれ、ああしてくれという話をしておりません。なので、今までどおり農業をやっていただけるということで、持続していただくようお願いしながら、実践農業者のほうが個別に訪問にて説明をしたところでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、こちらの認定農法をされている方に対してだけそういった保全についてお願いをしていくということで、ほかの方に対しては特に、相続などが起きた場合に、どうしてもそ

ういったところを手放したりする可能性がやっぱり多いと思うのですけれども、そういった規制がかからないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） おっしゃるとおり、規制は一切今までどおりかかりませんので、その点誤解のないように、ぜひ議員さんのほうからも言っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

世界農業遺産、ちょっと日本農業遺産とかぶってしまっているところもあるのですが、一体今まで幾らかかってきて、今後もし通ったとしたら、さっきローマまでプレゼンしに行くというような話もありましたけれども、一体幾らかかるのですか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） そこがまた今後のここから先がちょっとまだ未知の、私たちのほうも未知の世界なのですけれども、今までは協議会の活動費としては、1市町10万円の予算でやっていました。協議会が3市1町とJ Aだから50万です。26年からやっています。今後のことは、ちょっとまだ分からない部分が多いのですけれども、いろんなこのコロナ禍で例えば2次審査なんかリモートになっていて、現地に行かないでやっていたりしているのです。だから、そういった部分もあって縮小の傾向にはあると思うのですが、これが必ず本部のローマのほうに行くかということ、またそれもちょっと分からない部分がございます。あとは、補助金制度みたいのがこれに関してはございませんので、保全するという部分だけですので、埼玉県の方からも少しはそういったことになれば補助が出るというお話は聞いております。まだ議会中なので、深くは分からないのですけれども、というのがあります。ただ、どうしても認定式というものは行われるだろうとは思っていますので、実際今回、日本の農業遺産を取ったところリモートの認定式をされるそうです。なので、国内ですけれども、農水省に行かずに認定証は、プレゼンをして後で送付という形になっているそうです。大変申し訳ないのですけれども、今はそこまでしか分かりません。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今のお話でいくと、人件費は全く入っていないわけです。多分時間的に結構使っていらっしゃるのだらうと思うのです。英訳の費用だとかプレゼンもご自身でつくられているのか、それともコンサルか何かチェックさせているのか分かりませんが、何か費用面では今までかかったものも含めてちょっと明確ではないかと、これからの話か、今コロナ禍なので、いろいろあるという、リモートの場合もあるということで、算出できなかったとしても、少なくとも今までどのぐらいかかっているのか、私が何を言いたいのかということ、要するに投資です。投資しただけのリターンが本当にあるのかということをもう一回ちょっと考えるべきだと思っているのです。特にコロナでこんな状態になっていると、海外からも見に来るってほとんどないと思うのです。いつまでコロナが続くかというのは問題なのですけれども、本当にこの事業というのを町が続けていく必要があるのか、何を狙っているのか、ちょっと正直言ってコロナになってからということとは特別な状態なので、それも含めてもう一回説明をそこしていただきたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 山口議員おっしゃるとおり、今年度はやっぱりコロナで視察なり観光につながるような訪問が一切なかったです。なのですけれども、去年までは特に日本農業遺産を取ってからは、大体このメンバーで対応していたのですけれども、7階の向こう側で拠点整備をしたときに、例えば海外からでもJICAのほうから30人ぐらいですか、見えて、もちろんそこでお話をするだけではなくて現地に連れて行って6次産品なんかも購入していただいたり、それからJICAのほうに帰ってもらって、いろんな話をしてもらったりして毎年のようにJICAに関しては、2年に1回ぐらいは来てくれるようになっていきます。そういった効果はあるとは思っています。報道なんかも、今、世界農業遺産の承認申請をいただいたところで、取材のオファーなんかも若干やっぱり出て、コロナ禍で派手なものはないのですけれども、若干ですが、お話はありますので、その辺のメディアに対する露出なんかも増えていくのではないかなと思っています。

日本農業遺産のときもそうなのですけれども、ある程度協議会で、人件費はどうしても算定できない部分なのですけれども、10万円という少ない予算でやってきたところでもありますけれども、この農法の先ほど細谷議員からもお話あったのですけれども、保全計画の基本は現状維持というか、キープするという、将来に向けてこの農法を今度は世界的に残していくという保全計画を立てております。なので、非常に費用対効果が見えづらいものだと思いますが、基本的な考え方としては、この農法を世界に継続可能な形で残していくということが目標であると考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

今、残していくということでの説明いただきましたけれども、この36件登録をされていらっしゃる農家の皆さんがこの農法を残していくということにおいては、これはある意味の努力をされることになっていくと思うのです。今の現代農法であるとか、そういうものを取り入れたほうが簡単だったり、先ほど費用対効果のお話もありましたけれども、そういう意味での利益が上がることもたくさんおありではないかと思う中で、残して継続をしていくのはご苦労も伴うかと思えます。そういう意味でこの農家さんに対して、今後この保全の中で何らかの援助であるとか補助であるとか、そういうものがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） 実践農業者さんへの補助につきましては、昨年度より協議会として保全活動を行っている実践農業者さんにかかった費用、本当に一部ではあるのですけれども、そちらの費用の補助金を出している、これは三芳町だけではなくて構成している市町の実践農業者さんを対象に出しているというのが1点と、もう一点が今実践農業者さん、アンケート等を取るとやはり落ち葉掃きが大変であるとか、人手がなかなかちょっと大変だという課題も見えてきました。もともとと言われていたことで、アンケートでも明らかになってきたところですので、それに対して人材バンクのような形で落ち葉サポーター制度というのを昨年より、一般の方、都市近郊という強みを生かして多くの都市の住民の方ですとか、お手伝いいただける方をバンクのような形にして、それを困っている農業者さんにご紹介するみたいな

形、今回、今年から本格的に運用を始めてはおるのですけれども、コロナの関係で人を集めるとか難しい部分もあって、まだなかなか目に見えるような形で実績というのが出ているわけではないのですけれども、そういった形で今議員さんご質問のように、農法を保全していくために、持続可能にしていくために、そういった形で協議会としてサポートを今もしていますし、今後もしていくというような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

この人材サポーター制度に関しましては、エリア全部を一括した形での団体になりますでしょうか。団体というか、そういうチームになりますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） こちらの落ち葉サポーター制度をまず活用できる方というのがこの本地域、いわゆる先ほど課長のほうからも説明ありました、協議会の構成している地域、三芳町をはじめ、ふじみ野、所沢、川越の実践農業者さんが使える制度でして、入っていただく、手助けしていただく落ち葉サポーターについては特に制限はございませんので、たしかちょっと今詳細なデータがなくて申し訳ないのですけれども、もちろん都内の方もいれば、所沢の方もいたり、三芳町民の方もいますし、様々そういう町内外の方々がサポーターとして入っていただいて、もしイベントとかがあればメールとかでお声をかけてさせていただいて、可能な範囲でご協力いただいているというようなところのシステムになっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

これに関しましては、サポーターの皆さんへは無償ということですか、有償ということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課農業振興担当主査。

○観光産業課農業振興担当主査（江田直也君） こちらにつきましては、ボランティアといいますか、無償という形でご協力、そういった条件でご理解いただいている方々に加入、参加の申込みをしていただいて、こちらで登録をさせていただいているというようなところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

真心があってそこに関わっていただけるのが一番よいかとは思いますが、昨今は何かの見返りの部分がないと、なかなかそこを本当に善意のみでというのは、拡大の可能性という意味で広がりがあるのだろうかと思ってしまったので、伺ったのですけれども、今後検討いただければと思うのですが、あとあわせてもしというか、できれば世界農業遺産に認定されたいわけなのですが、認定が決定すると、今一部補助となっているところに別の形での補助が上乘せされる可能性などはあるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 先ほどちょっと触れさせていただいたのですが、お金がどのぐらいかかる

かというのはちょっと今見えないというのがベースにあるのですけれども、協議会の内でも各市、町の負担金で成り立っているところなので、それをちょっと見直すということもあるかもしれませんが、埼玉県のように今県のほうからもらってはいないのですけれども、そちらのほうでも少しプラスアルファがあるとは聞いております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今の話のところなのですけれども、落ち葉掃きのその農法を伝えるということはとても大事なことで、それはもし認定されたときの話ですけれども、これからの研究としてどうかということでもちょっと言うのですけれども、固定資産税を免除するとか、そういったことも研究していったらどうかと思いますが、その辺どうですか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） 固定資産税自体は、そんなには高くないのかなとは思いますが、相続税のほうですか、どちらかというと。協議会としては、要望は上げております。それは、毎年そういった機会がありますので、もちろん要望を上げているところなのですが、これは農業遺産とはまた別の角度の話になってしまっていて、なかなかそこが国のほうでもリンクしてくれないところではありますが、要望だけは続けていこうとは思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

先ほど山口議員のほうから、今まで幾らかかったのかとかいう話があって、協議会のほうに毎年10万円って、それは分かっているのですけれども、あと農業遺産学会関係で結構国内とか海外とかに行っていたと思うのです。昨年の予算のときも、ちょっとそれで時期的なものでも大分議論になったと思うのですけれども、あのときに今回の認定申請が通るかどうかが結構重要なところなのだと、だから参加したいのだという話がありました。今回の結果がもし通ったとした場合、今後、認定された自治体として、団体として、学会等への参加義務というのは生じることはあるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） お答えします。

今までは主に情報収集ですとか、申請をしますので、世界の動向を見るという目的ではあったと思うのですけれども、これからはむしろ構成団体に近い形、もし認定されればなのですけれども、構成団体に近い形になって、日本と韓国と中国で持ち回りで開催されているのですけれども、その認定地域がホスト市町村になって、主催をするような形になっていくのです。なので、むしろ必ず出て、人数は状況によってなのですけれども、必ず出席してある程度の情報収集をしていかないと、ホスト町にはなれないのかなと思っています。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今まで聞いていても、どうも世界農業遺産を取得するという意義が見えてこない。今までいろんなお話あったのですけれども、落ち葉堆肥農法を継続するというのと世界遺産とは関係ないと思うのです。今現実にやっている農家さんが35件ぐらいあるということ、それはいいのですが、落ち葉堆肥農法をやる上で、先ほどもお話ありましたが、大変なのはやっぱり人集めなのです。私も何回か参加しましたが、もう年になるとできないというのが現実で、それは別に農法を守るといことと世界農業遺産を取るということとは関係ないと思うのです。今のお話で例えば構成団体になると、ここで開催されることもあるし、中国、韓国なんかでやったら、我々誰かが出ていかなければいけない、出費のほうが多いのではないですかと、何のために取るのかなというのがいまだに分からない。それで、多分農業者がもし万が一、万が一というと怒られてしまいますけれども、もし取れたとすると、今の協議会も意味なくなってくるわけです。取ったら取ったで終わってしまって、それで何が残るのかなと、単純にそこがすごく疑問で、事実三芳の町民であっても世界農業遺産を取ろうとしているとか、どこまで来ているとかって情報を知っている方どのぐらいいるのかなと、上富の方はご存じなのかもしれないですけれども、私なんかは議会でもって説明があるから知っているようなもので、何のためにやるのかももう一回ちょっと、同じ質問になって申し訳ないですけれども。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） ご質問すごく難しいのですけれども、タイトルを取るという意味ではないとは思っているのです。本当にこのFAOの目的としては、世界に最終的に継続可能な農法を残していくというのが目的で、それをタイトルというのではなくて、この農法をそういったものに認定しましょうというのが多分食糧危機に関して、食べ物をつくれないと死んでしまいますので、というところで根本的な部分があるのだと思います。そこで慣行的農法を守っていくというところだと思っています。それが継続、持続可能なのかどうかというのを多分この審査の中では見られていたのだということになっておりますので、思いますので、これからも認定されて終わりではなくて、この農法を継続可能なものにしていくことが一番重要なかなと思っています。それと併せて農泊事業なんかも前年度まで行わせていただいたのですが、観光のほうにもつなげていければいいのかなと思いますが、まずはちょっと認定のほうに頑張っていかなければいけないのかなと思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

終わりにしますけれども、農泊だとか体験農園だとか、私そういうのは評価するのです。落ち葉の堆肥農法でも、これは町でもできることであって、何も農業遺産を取らなければできませんという話ではないはずであって、むしろ農業遺産の目的の今お話の中で、工法を守っていくのだというのであれば、このタイトルを取る、取らないではなくて、町としていろんな方策を交えて農法を守っていくのだということに注力したほうがよっぽどいいと思っているのです。一番問題なのは、ここを取ってしまいました、取りました、万々歳、その後放置状態というのが一番気になるのであって、本来町はむしろこの工法を残す、それから三芳の30キロ圏内の農地、農業資産ですよ、これはある意味町の。それをどう守っていくかというほうに本来は傾注していただきたいと思うのですが、その辺との絡みがよく見えてこないということで、これ最後にし

ます。

○議長（井田和宏君） 観光産業課長。

○観光産業課長（鈴木義勝君） すみません。非常に難しい問題ではあるのですが、そのために協議会があるものだと思っています。協議会の中には先ほどの構成市としては川越とふじみ野とうちと所沢にこの農法をやっている方がいらっしゃいますので、広域でもって保全していくというところであるのですが、今江田主査のほうからもお話があったのですが、その保全のネックとなっている落ち葉掃きに関して補助をささやかながらでも始めているところがございます。そういったところを、取ったら終わりというのではなくて、その農法の維持としては協議会を使って今は落ち葉サポーター制度ですとか補助制度みたいのをやっていますが、その辺の充実を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会、令和2年度世界農業遺産への認定申請に係る承認に関する審査結果についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。協議事項の途中ですが、休憩します。

（午前10時56分）

---

○議長（井田和宏君） それでは再開いたします。

（午前11時05分）

---

#### ◎意見書の調整について

○議長（井田和宏君） 協議事項の3番、意見書の調整についてということで意見書の調整を行いたいと思います。

提出された順番ということで、本名議員のほうが先に提出されましたので、本名議員より提出された意見書の説明を求めたいと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今回、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書というものを提案させていただきたいと思います。まず、タイトルなのですが、女子差別撤廃条約というふうに書いておりますけれども、一般的には割と女性差別撤廃条約という言われ方のほうが多いようなのですが、ただし、正式な文書なのか、外務省のホームページのほうでは女子差別撤廃条約という書き方をしているので、国に対し出す意見書なので、この女子差別という言い方を取らせていただきます。

それで、内容についてですが、今回というか、今日折しも3月8日は国際女性デーです。今、本当に女性差別をなくそうという大きな声が広がっております。このコロナ禍においても女性の自殺者が特に多くなるなど、女性の置かれている今日の状況、社会問題化しております。ということで、女子差別撤廃条約が国連で採択されたのが1979年、その後によりこの条約が実行力を持つように1999年に女子差別撤廃条約選択議定

書というものが国連で採択されました。これは、条約を補完するための正式な国際条約です。これを批准する国は、現在114か国ということなのですが、いまだに日本はこの条約は批准したのですけれども、選択議定書の批准が行われていません。国のほうでも検討するとしながら、なかなか進んでいないのが現状です。昨今言われていますように、意見書のほうにも書いてありますけれども、男女平等を表すジェンダーギャップ指数というものが日本は153か国中121位という、世界的に見ても遅れているのではないかという状況です。

意見書の中で入れさせていただいた文章が、「選択議定書が批准されれば、我が国の男女平等が国際社会に積極的取り組む姿勢を示すものになるでしょう」という文言を入れたのですけれども、これはこのように男女平等が遅れていると、これは国連のほうからも再三勧告を受けてる部分で、この前のオリパラの会長の森さんの発言は、それがまさに世界的に日本の遅れた状況が明らかにされてしまったという中において、ここでは森さんの発言には触れませんけれども、この条約の議定書が批准されれば、国際的にも日本の男女平等を進めるのだという意味が示されるのではないかということで入れさせていただきました。

ということで、日本も男女平等社会を実現するために、一刻も早く選択議定書の批准を行い、実行に移すことを求めるということで意見書を出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 今の本名議員提出の女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について説明をいただきました。

質問のある方は、挙手にてお願いをいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

説明ありがとうございます。この議定書をまず批准をすると、どんなことが個人ができるようになるかというのをご存じだと思うのです。そこを説明していただけますか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

日本は、条約を批准はしているのですけれども、この選択議定書、様々な制度として整えるように条約のほうに求められていますけれども、それをより実行力が高まるようにということでこの選択議定書、具体的には個人通報制度を調査せよというようなことが盛り込まれております。そういう中で、私も実際の具体的な条約の文章を事細かまでは読んでいないので、読んでいないというか、内容的には把握していないので、そこまでしかお答えできませんけれども。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 前回、夫婦別姓の件で、議論は進めていくべきだということで提案されまして、私たちもそこには賛成をしました。それは、国によって、国でしっかりと議論をして夫婦別姓だとか、あと戸籍の件だとか、しっかりと法制度を整えていかないと、この議定書をもし批准した場合には、先ほどおっしゃったように、例えば国内で裁判などでもし夫婦別姓を認めろというような裁判を起こしたときに、最高裁で駄目と言われても個人通報制度があるのです。個人通報制度で国連のほうにここに訴えて、そしたら日本の法制度ってどうなっているのというふうになります。ということは、この議定書を批准していくことはすごく大事なことだとは思いますが、それに関わる大事な一つ一つの案件を国で法制度も込みでしっかりと整えていかないと、議定書だけ批准しますといたら、日本の司法権というのですか、それ

がないがしろにされるのではないかという、これはこの議定書に今批准はできないと言っている人たちの意見はそういうところにあります。私ども公明党といたしましても、これ大事な議定書だとは思いますが、しっかりとまずは国の中で問題点を解決していくということをやっていくのが、これが大事なことかなというふうに思いますので、私どもは今回のこの意見書にはちょっと賛同はできないかなって思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

おっしゃることは分かります。今、内藤議員がおっしゃったところが議論になっております。日本政府のほうは、日本の裁判制度、司法制度との関わりの問題で問題にしております。しかし、それはもちろんそれに対して国内の法整備、システム、いろいろやっていかなければいけない部分はありますけれども、実際それはほかの批准した国々はやってきているわけで、日本はそこを理由に批准しないというのはおかしいと思いますし、国連のほうも例えば日本の裁判の判決を、それを否定するものではないし、それをどう判断するかはその国に任されておりますし、政府も国会で答弁していますけれども、具体的な検討課題として、国内の確定判決とは異なる内容の見解が出された場合に、我が国の司法制度との関係でどのように対応するのか、通報者に対する損害賠償や補償を要請する見解、さらに法改正を求める見解が出された場合の対応、受け入れる場合の実施体制等を挙げております。だから、もちろんそこら辺は検討をしていかなければいけないところですが、まずはこの議定書を批准しないことには、それが進んでいかないというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

まず、この議定書を批准したからといって世界に認められるかということ、それは全然別な話だと思っています。本来は私も議定書の批准は賛成ですが、議定書を批准した上で国内法をこの批准した議定書に沿って早急に整備しろということまで踏み込んでいけば、私もすごく賛成できるのです。この議定書だけを批准したから全て解決するなんて全然思えないし、問題、ネックはそこだろうと思っていますが、そこに関しての見解はいかがなのですか。そこまで突っ込んだらどうかというのが私の意見です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 内藤議員、山口議員おっしゃることはもっともだと思うので、先ほど内藤議員は賛同できないとおっしゃいましたけれども、山口議員のおっしゃったことも分かるので、この意見書にそこまで踏み込んで書き込むことも検討したいと思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

それともう一つ、この中にコロナ禍において女性の云々というのがあります。自殺が増えている、これは事実だから、別にそれは構わないのですが、それが男女格差が背景にある、この根拠は何なのですか。私は、あまりそうは思っていないのですが。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それは、誰かが学者が科学的に論じたとかなんとかって、そこまでも私は実際そういう調査があるかどうかも分かりませんが、女性の自殺者が増えているということはいろいろ理由はあるとは思いますが。ニュースの報道等で行われていることは、女性が非正規労働者が多いということをはじめとして、女性の置かれている立場、コロナ禍においてより弱いところに影響が出てきてしまっているのかなと思います。それが自殺へとつながっているのではないかと思います。一般的にニュースとかで行われていることですが、そういったことが背景にあるというふうに私は思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

コロナがなくても女性は蔑視されているというのは事実です。差別されているというのは事実です。むしろそっちのほうが大きな問題であって、コロナを持ち出すと何でもいいのではないかと何となくそんな感じがして、ここはすごく引かかるのです。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） そのとおりで、別にコロナだからということではなくて、それ以前的に女性差別があるということですから、その点も考慮させていただきます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

意見書の案文を見ると、男女格差の件がより多く書かれていると思うのです。この議定書を批准するとどうなるかというところをしっかりと明記しないと、この意見書だけ読んだ方は、ああ、そうだなというふうに思うだけだと思うのです。一番大事なのは、議定書を批准すると条約が保障する権利を侵害されている人が裁判などの国内の救済手続を尽くしても救われなかった場合、国連の委員会に直接救済申し立てができる個人通報制度があるという、きちっとそういうことを明記しておかないと、賛成するにしても反対するにしても、議定書の持つ意味というのがこの中では何かあまり感じられなくて、ただ男女が差別されているので、この議定書を批准すると日本の男女差別というのはもっと好転するみたいな、そういうふうに簡単に考えて賛成する人もいらっしゃるのかなというふうにも思います。だから批准することがどういう意味なのかというのもきちっと書かれた意見書のほうが、賛成する、反対するは別にして、そのほうが親切だというふうにも思いますが、いかがですか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私もほかの自治体でも同様の意見書を採択されているところあります。それも参考で見させていただきましたけれども、そこまで踏み込んでいる意見書もあります。ただ、私は分かりやすくするために、その内容までは踏み込まなかったのですが、今のご意見も参考にさせていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

撤廃条約については批准しているわけなので、今国として選択議定書のしないという問題は個人通報制度ということで、やっぱり裁判所がそういったものを認めていないということなので、是正的な手法で家父長制ですか、そういったものを内容的に撤廃していった女性の平等というのを守っていくという面では賛成なのですが、憲法までを変えるようなお考えがある、そこまでして最高裁の法律のものをちょっと変えてまでやりたい、批准すべきというような考えなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

憲法までは考えていません。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今、お話を伺いながらすごく感じたことは、この議定書ではなく、条約に関しては批准をしていて、議定書が進まない要因、背景があるわけですから、これはどちらかということ、必要なのだから早く批准してくださいって、批准すべきでしょうということをやっているわけですが、批准できない背景をクリアしない限りはいけない。今、たくさんのご意見があった中にそういう課題点がある、その課題を乗り越えるためのこの意見書であることがまずは必要なのかなと感じるので、ちょっと段階を飛び越してしまっている感じがしました。その点はいかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私は、そういうふうには考えていないのですが、批准してからそれを具体化するために様々な法整備とかのシステム整備が後にあると思っております。まず、そこのいろいろな課題をあることを理由に、この間ずっと検討検討できたわけです。だから、検討ではなくて具体的に進めてくれという話ですから、まず批准しないことには始まらないのではないのという思いがします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で本名議員提出の女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）については閉じさせていただきます。

続きまして、吉村議員が提出されました核兵器禁止条約に署名と批准を求める意見書（案）について説明を求めます。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

この広島や長崎の被爆者の方々、また世界の人々の努力によって、今年の1月22日に核兵器禁止条約が発効しました。本当によかったなというふうに思います。これは、各自治体でも1970年代から始まった非核宣言運動、こういった日本国内で9割を超える1,653自治体が広がったということも、これも私は大きな力だと思っています。

また、今政府に条約の署名、批准を求める意見書は、2020年、昨年ですけれども、12月28日現在で519自

治体に広がっています。これももっともっと広がっていくのではないかなというふうに思っております。この埼玉県の近くでは、新座市と富士見市が意見書を上げています。岩手県では、33自治体全ての市町村が意見書を採択しております。今こういった広島、長崎の被爆者の方々をはじめ、政府に署名、批准を求める署名活動が始まりました。去年の10月29日から始まったのですけれども、皆さんもご存じのようにサーロー節子さんをはじめ、広島、長崎の被爆者、各界を代表する学者などの12月25日現在で137名が署名の名前を連ねております。また、昨年11月5日に開始したインターネットによるオンライン署名は、1か月で4万4,000人が署名したということです。やっぱり核兵器廃絶を願う声は、これからどんどん大きくなっていくと思います。ぜひ次の世代に核兵器のない世界を渡すためにも、こういった被爆国の日本が早く署名、批准をして、そしてこういったものを世界中からなくしていくことが、次の世代に渡す私たちの役割だと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） ただいまの吉村議員の説明に対して質問をお受けいたします。ございますでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 当然被爆国としては、その条約に署名したほうがいいとは思いますが、現実問題、日本政府がしていないというのは、日米安保の中で当然米国の核の傘の下にいるような状況があるわけで、そういったことを無視してこの条約は批准できないというような見解なのかなとは思いますが、この中に日米安保をやめて独自に日本は日本で守って、核兵器禁止というような考えなのかお聞きしたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今おっしゃったとおりだと思います。アメリカの核の傘に下にいるということ自体が本当にアメリカが日本を守っていくかどうかということも分からないと思いますし、自分の何よりもやっぱりそういった戦争ではなくて話し合いで解決をしていこうというのが、それが今行われているところがあるのです。ですから、そういったところの話し合いを本当にやっていく、そういったところに持っていかないと、やっぱりこういうものをいつまでも持っていれば、それを使ってしまう可能性もあるわけです。ですから、世界中からなくなれば、そうすればそういったものを使わなくて済むわけですから、日本もそっちの道を取っていくべきだと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で吉村議員が提出をされました核兵器禁止条約に署名と批准を求める意見書（案）については閉じさせていただきます。

---

#### ◎厚生文教常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、報告事項に移ります。

報告事項は、各委員会より報告を求めたいと思います。

まず、厚生文教常任委員会より報告を求めます。

内藤委員長。

○厚生文教常任委員長（内藤美佐子君） 内藤です。

厚生文教常任委員会から報告をということで、なぜこの時間をいただいたかといいますと、今回コロナ禍における独居老人問題についてということで議場で報告をさせていただきました。その中で一番最後のまとめのところに、一番下の行なのですが、当委員会ではこのたびの調査結果を踏まえ、今後、独居老人対策に限らず高齢者全体の問題として、高齢者が地域で心身とも健康に生活できるような施策をまとめ、町へ提案してまいりますということで、ここで示させていただきました。ということで、今当委員会といたしましては、委員さんから今回のこの調査結果を基にいろいろと意見を出していただきながら、どうやったら地域の高齢者を守れるかということで意見を出して、3回ぐらいやりましたでしょうか、意見を出していただき、町長への提案書という形で今まとめさせていただいております。あとは、町長のほうにそれを提出し、そして回答をいただきたいかなというふうにも思っているのですが、その辺について前回の議場での説明はそこまでしませんでしたので、皆様方にお知らせをしておきたいと思っております。

それで、議長のほうにいつ提出できるかというところで、今、日程調整をさせていただいております。今議会中には、3月議会中にはぜひ町長のほうに委員会でもまとめた提案を提出をして、そして回答をいただきたいと思っております。

あと、委員会としてもあと2か月しか残っておりませんので、今、この高齢者の問題と、あとコロナ禍の学校教育ということをしっかり今取り組んでいるところであります。この件については、きつとも議場では発表もできなくなるかなということもありますので、しっかりと委員会としてまとめたものをまとめという形で、冊子みたいな形で残せれば、来期の委員会に申し送りしないにしても、ここまでやったというのは残していけるかなというふうに思っておりますので、ご承知おきいただきたいということで発言の機会をいただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） ただいまの内藤委員長の報告に対して質問をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で厚生文教常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

広報広聴常任委員会のほうからですが、大体いつもどおりのことです。定例会のポスターを3月23日閉会予定ですので、終わりましたら外しのほうをお願いいたします。例年この時期だと4月に議会報告会が予定され、そのポスターと貼り替えということをお願いすること多かったのですが、今回はまだコロナ禍が続く中で、今から積極的な周知活動をするのはどうかといったところでもありまして、議会報告会のポスターのほうはまだ作成しておりません。もし貼ることになりましたら、また皆様のほうをお願いいたしますので、その際はポスター掲示のご協力をお願いいたします。

あと、議会報告会の日程、会場なのですけれども、4月の25日午前中が藤久保小学校、午後が三芳小学校ということで予定しておりましたが、三芳小学校の体育館というのが学校内を通らないとちょっと入れないということで、学校の保守管理上の問題で使えないということが後に判明いたしました。現在、会場としましては、三芳中学校体育館、もしくは中央公民館のホールということで調整しております。そちらのほうも決定しましたら、皆様のほうにお知らせいたしますが、基本的に日程には変更ありません。

議会広報広聴常任委員会からは以上です。

○議長（井田和宏君） ただいまの広報広聴常任委員会からの報告に対して質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会より報告を求めたいと思います。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

まず、お手元に資料を配付させていただいております。まず1点目で、一般質問通告書のほうについてご説明申し上げます。これだけ見るとあまりというか、変わっていないのですけれども、今回提出の日付でいろいろちょっとありましたので、これを改善するために、今まで日付の部分は提出側で書いていたと思いますが、これについても空白、空欄にさせていただきたいと思います。令和、年、月、日はもともと記入しておいていただいて、空白にしておいていただいて、掲出した後で事務局のほうで記入をするということに変えたいと思います。あと、この時間、午前、午後、時間もあわせて事務局のほうで記入するというので、混乱というか、そういったミスをなくそうということでやりたいと思いますので、この点、次回の一般質問、6月定例会からということになります。その点お願いしたいと思います。

まず1点、このようになりますので、取りあえず質問があれば。

○議長（井田和宏君） 今、一般質問の通告書について説明がありました。

今の件について質問がある方はお願いをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、次の報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、2点目になります。

お手元に三芳町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でいうことで、A4、1枚があるかと思います。まずはこの点につきまして、さきの発議第1号におきまして、皆さんに総員賛成いただきましたが、大変申し訳ございませんでした。実は第1号におきまして重大な誤りがありました。条文の中で、「第2条第2号ア中の財務課を」というところがあるのですが、条例では第2号ではなくて第1号となっています。何条何項何号で、この場合項がないのですけれども、総務常任委員会は（1）ということで第1号に当たります。これが条文のところでも誤りがありました。発覚したのが議決していただいた後ということになりまして、これをどうやって正常な形に戻すかということでいろいろ調査をしたところ、議決したも

のはもう変えられないということになりましたので、この間違えて議決をいただいてしまった部分を改めてもう一度直すという手続をしたいと思っています。それがお手元にあるこの条例案であります。「第2号ア」を「第1号ア」ということに改正する条例を最終日に発議をしたいと思っていますので、この点ご理解をいただきたいと思います。なので、手続としては、まず第1号についてはそのまま公布をしていただくのは変わらないです。公布をしていただいた後にまた改めて改正するということになりますので、この一部を改正する条例の一部を改正する条例は、あくまでも公布の日からということになります。これをもって令和3年4月1日から財務課がデジタル推進課、施設マネジメント課ということになります。ということで大変申し訳ございませんが、ご承知おきいただいてご理解をいただきたいと思います。

また、今回、こういったことで条文、非常に大事なところが間違えていたということもありますので、条文のチェック体制というのは、今後見直していかなければいけないかなというふうに考えております。1人だけではなくてダブルチェックも本来していたのですけれども、ちょっとその部分が甘かったということで、委員会の委員長として大変申し訳なく思っておりますので、改善していきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） ただいま発議第1号の訂正といたしますか、三芳町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例ということで説明をいただきました。

今の件について質問がある方はお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 2点でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、議会運営委員会からの報告は以上とさせていただきます。

---

### ◎予算特別委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、予算特別委員会より報告を求めます。

内藤委員長。

○予算特別委員長（内藤美佐子君） 内藤です。

明日よりの予算特別委員会で委員長、私内藤、そして副委員長に落合議員が選出をしていただきました。しっかりと取り組んでいきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そこで、一応もう皆さんもご存じだと思うのですが、今資料をつけさせていただいておりますが、今回のこの予算審議は今までとやり方を少し変えております。3密、密を避けるということで課ごとに行うというふうになっておりますので、ちょっとこの審査項目等を読ませていただきますので、目を追って確認をしていただければと思います。

審査項目のところです。一般会計、担当課別に行います。担当課別に歳入は款ごと、歳出は項ごとに行います。質疑箇所の指定は、事業別予算書を基礎とするということで、事業別予算書のほうで確認をしていただきたいと思います。本物の予算書のほうには継続費、債務負担行為、地方債、給与費明細書及び各調書あります。この内容は、所管する課別で質疑を行っていただきたいということでよろしくお願い申し上げます。

予算書の最初のほうだけ先にやりますとか、そういうのはありませんので、課別で行っていくということでご注意いただきたいと思います。

それから、特別会計ですけれども、担当課別に歳入全体、歳出全体で行います。予算に継続費、債務負担行為、地方債、給与費明細書及び各調書がある場合には、この場合には歳入の前に一括して質疑を行いますので、これもご留意いただきたいと思います。

企業会計、会計は会計ごと一括で行いますので、そこら辺もご留意いただきたいと思います。ちょっと初めてのやり方なので、委員長としても大変スムーズにやっていきたいとは思っているのですが、皆様方のご協力が何より大事ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、注意事項のところも読ませていただきます。執行部の説明者、答弁者は制限しない。次の丸が発言、答弁を行う場合は挙手をし、委員長の許可を得て、氏名を述べてから行うようにする。委員を呼ぶときは、議員ではなく委員と呼ぶ。質疑は、一問一答を遵守すること。よく見られる例として読みます。「のところから2点ほど」などと続けて質疑しないようにしてください。次、必ず質疑箇所の資料名、ページ番号を指示すること。次の丸、年度を指定する場合は、今年度、来年度ではなく、令和2年度、令和3年度とすること。次が、予算に関する質疑のみを行うこと。これは、皆さんよくお願いします。次が、質疑が要望とならないようにすること。これは、本当にうちの委員会でもよく見られていますので、お願いしたいとか、答弁は必要ありませんだとかがないように、しっかりと予算に対する質疑を行ってください。次の丸が、個人や企業等が特定される固有名詞の発言が許可される場合は、1、質疑等において場所を特定するため。2、町と契約関係があるもの、この2点については固有名詞の発言は許可いたします。ただし、発言により個人や企業等に影響を与えないものとありますので、そこら辺もしっかりとご留意いただきたいと思います。それから、最後が議員として発言に注意し、秩序を持った委員会運営を心がけること。運営は私ですけれども、運営を心がけていきますので、よろしくお願いいたします。

それから、議事進行についてはちょっと飛ばします。これは読んでおいてください。審査順なので、ご存じだと思うのですが、明日からですが、第1日目、明日は健康増進課が最初です。それから税務課、財務課、政策推進室、秘書広報室となります。健康増進課には介護保険のほうも入りますので、その辺についてもご留意いただきたいと思います。2日目が総務課、自治安心課、オリンピアド推進課、住民課になります。住民課の中には特別会計ありますので、これもご留意いただきたいと思います。3日目、福祉課、こども支援課、環境課、観光産業課、道路交通課、都市計画課となります。4日目が教育総務課、学校教育課、社会教育課、図書館、文化財保護課、給食センターの順で行います。5日目が上下水道課が終わった後、会計課、それから最後に議会事務局という形になっております。これが審査順になっておりますので、予備日も1日取ってありますけれども、5日で終わるようにしっかりと取り組んでいきたいと、こちらのほう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、委員会といたしましては、最終的には委員間の自由討議を行い、討論、採決ということで行っていきます。採決の場合は、これは議案ごとになりますので、課ごとではございませんので、議案ごとしっかりとやっていきたいと思っております。

一番最後のページに予算審議の着眼点ということで、必携の253ページに書かれているものを書かせていただいております。これも毎回出させていただいておりますので、質問をされるときにしっかりとこういう

ことに着眼をしながら質問をしていただくということでよろしく願いいたします。

それと、あともう一点、3月11日が東日本大震災の発生から10年を迎えます。この哀悼の意を表したいということで、役場のほうが全館でこれを流していただけるということですので、1分間の黙祷を3月11日の2時46分にはささげたいと思っておりますので、その辺についてもご了承いただきたいと思えます。ご協力をよろしく願いいたします。

最後に、今回の審査のために一般会計事業別説明書でしたっけ、予算書ではなくて説明書、この課別一覧というのを皆さんにお渡ししていると思えます。これを見ればどこに何があるというのが課別で本当に分かりづらいと思うのですが、事務局がこれをつくってくださったので、これをぜひ皆さん参考にして、変なところに質問が飛ばないように、ページ数もしっかり入れていただきましたので、これを参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。よろしく願います。

○議長（井田和宏君） 今、予算特別委員長より説明がございました。

今の説明に対して質問ございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

先ほど言った説明書あります。その説明書のほうを基礎とするということだと思えるのですが、事業別予算書を基礎とするということで、ごめんなさい、本来ならば予算書を中心にしていくなのがあれだと思えるのですが、これはあくまでも基礎とするですから、両方あり得るというふうに捉えていいわけですよ。

○議長（井田和宏君） 内藤委員長。

○予算特別委員長（内藤美佐子君） 内藤です。

委員長を仰せつかったのですが、この審査方法については議会運営委員会で協議をしていただき、いかに密を避けながら、今宣言がまた延長されましたので、どうやったら密を防ぎながらちゃんとした審議ができるかというところを考えたの議会運営委員会での決定事項でございます。それに従って委員長としてはやっていきたいと思っておりますので、予算書何ページというのはもちろんそれも大丈夫ですが、できればではなくて、事業別予算書を基礎としましたので、基礎は事業別予算書でやっていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

ご説明ありがとうございます。委員長から注意ありましたとおり、例えば要望等にならないように当然気をつけていくのですが、あと添付ですか、議員必携からの予算審議の着眼点もいただきましていろいろ見たのです。最近、どこかの場で執行側から説明があった、予算の議決対象は款項までであり、その下の目節に関してはある程度執行側に裁量権があるという話もあったのですが、今回の質疑に当たって、やはり目節の部分などを聞くことが多いと思うのですが、それは今までどおりで問題ないでしょうか。

○議長（井田和宏君） 内藤委員長。

○予算特別委員長（内藤美佐子君） 問題ないと思っております。変更があるときにそのような説明がありましたけれども、あくまでも事業別予算書を見ながら質疑をしていくということです、何ら間違いではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

1点確認というか、審査順で1日目、財務課が入っています。先ほども説明したとおり、財務課が新しくなるので、予算説明書とか事業別概要書では全部新しい課名でなっていますので、財務課の中でその2つを同時にやるということでよろしいですね。

○議長（井田和宏君） 内藤委員長。

○予算特別委員長（内藤美佐子君） そのとおりです。説明ができなくてすみませんでした。財務課が分かれていくというか、2つに分かれるのは4月1日付ですので、今回は財務課は2つ一緒にやらせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、予算特別委員会からの報告を以上とさせていただきます。

---

#### ◎その他

○議長（井田和宏君） 続きまして、その他ですけれども、すみません、時間がない中で申し訳ございませんが、その他が何点かございます。

まず1点目が、前回の全員協議会で三芳町公共施設マネジメント基本計画素案に対する意見ということで、今日お手元にある資料のとおり、執行側に議会でまとまったことといたしますか、上位計画である総合計画には小中学校の統廃合が触れられていなくて、第5次総合計画との整合性はどのように考えるかということで1点質問を送りました。その回答が今日お手元にあるかと思えます。あわせて各会派から上がってきた意見のほうをそのまま担当課のほうにお渡しをさせていただきます。

この件について何かご意見ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

会派で意見を一つにまとまる場所を送って、それに対する回答ということなのですが、各会派でそれ以外にもいろいろ意見が出てきている、それも向こうの担当に送ったということで、当然のことながら、各会派から出された意見に対しても回答があつてしかるべきだと思うのです。それが抜けているというのは、非常に執行側の態度としてはおかしいかと、やっぱり会派として、つまり議会で全部まとめろ、それでないと受けませんよって最初から宣言されていたとしたら別ですが、そういう形ではないのです。当初説明あつたのは、会派でまとめてくださいと、議会の全協のほうで一本にまとめられるところはまとめましょうということを出した。であるのなら、各会派から出したものに関しても当然回答があつていいはず、ただし、この回答とかぶるようなところは、当然会派への回答としては削除しても構わないですけれども、それ以外は

回答を求めるのが当然だと思いますし、出すのが当然だと思いますが、今後のこともあるので、徹底していただきたいなど。

○議長（井田和宏君） 今の件について担当課にも確認をしました。もちろん議会でこういった一本にまとめたものには質問を出して回答を求めたということと、あと各会派からの意見もそれに併せてつけたのですけれども、それについて回答があるのかということで確認をしました。そうしたところ回答は、もちろん参考にさせていただきたくれども、一つ一つのものに対する回答は難しいという意見は、そういうことは言われましたので、今後求めていくのであれば求めていくということで、皆さんの意見がそうであれば求めていくということにしますけれども。

山口議員。

○議員（山口正史君） ということは、これを認めるということは、議会としてまとめた意見、あるいは要望でもいいですけれども、ではない限り受け付けられないということですよ。それだったら、ここで調整するのは議会として一本にするのではなくて、各会派の全部を議会の意見として出してもらって回答をもらってください。私はそうあるべきだと思います。皆さんご賛同いただければなのですが。

○議長（井田和宏君） 今、山口議員から、議会からまとめたものはもちろん回答を求めるのですけれども、それ以外、各会派から出た意見に対しても回答を求めるといってご意見いただきましたけれども。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私も今山口議員の言うとおりに思います。それぞれに出しているわけですから、それを回答が難しいということ自体おかしいと思うのです。やっぱりそれは、議長のほうからしっかり回答を求めていくべきだと思います。

○議長（井田和宏君） 皆さんがそういうご意見であれば、回答を求めていきますけれども。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

この件について、ちょっとうちの会派から何点かあるのですけれども、何点も、まず回答を求めるのはいいのですけれども、議長に会派でまとめてくれというお電話をいただいた後に、うちの会派として期日がそこも明確にこの日というのではなく、全協ぐらいまでというような話だったと思うのです、電話の内容が。その後、各会派のメンバーに確認したら、全協までに会派としてまとめを出して、その後全協なりなんなりで議会として意見をまとめて、それから執行側に宛ててパブコメに反映できるのかどうかを確認してほしいというお話をしたと思うのです。それ今の今まで回答をいただけていないのですけれども、うちとしてはその回答を待っていたこともあって、正直まとめていません。今も山口議員のほうからも回答をもらうべきだというお話ありましたけれども、回答をもらうだけでパブコメに実際会派としてまとめたものというのが反映されるのですか、そこを確認していただけたのでしょうか。

○議長（井田和宏君） パブコメに反映をするかどうかは聞きましたけれども、参考にするとは言われませんでしたけれども、そこに入れ込むまでは回答はなかったです。

久保議員。

○議員（久保健二君） その回答というのを何でうちの会派、うちからそれ確認を求めていたと思うのですが、いただけなかったのですか。それで、それが理由に今回させていただきましても、正直まとめてい

ないですし、その反映をされないというか、参考にはさせてもらおうということになると、何のために議会でこれをまとめているのかなというのを正直今聞いていて思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） まず、話を整理します。まずは、今の話は公共施設マネジメントの基本計画の素案に対する意見の取扱いについて皆さんにお聞きをしております、これに対しては1本まとまったことについて質問を出しました。これに対する回答が来て、今皆さんにお配りしております。このほか各会派から出てきた意見も併せて担当課のほうには提出をしております、まずこの各会派からの意見についての回答を求めるかどうかについて、山口議員から求めるべきであるという話がありました。この件について、まずどのように議会として対応するのかご意見をいただければと思います。

久保議員。

○議員（久保健二君） 公共施設マネジメントだけに今あれしているというので、それだけに関して今ちょっと確認しますが、議長は執行部と協議されていると思うので、どのように聞いているのかも含めて、どういうお考えで会派でまとめてくれというのを会派代表に連絡を入れてきたのか、まずお伺いしていいですか。今山口議員のほうから確かに議会としてまとまらないのであれば、会派の意見全て議会の意見として回答を求めてくれという話あったかと思えますけれども、今それって出た話ではないですか。前回の話では、議会としてまとめるというお話だったかと思うのですけれども、その辺って執行部とはどのような話をして、またどのような回答というか、執行部からどのような話を聞いているのですか。

○議長（井田和宏君） 執行側には議会としてまとめたものを提出をして、それに対する回答を求めました。会派から出た意見についても併せてつけました。これについて回答について確認をしたところ、参考にさせてもらっても、パブコメには反映できるかどうか分からないというようなお話はいただきました。ごめんなさい。この内容に反映できるかどうか、パブコメに回答を載せられるかどうかを含め、内容に反映できるかどうかは分からないということは言われましたけれども。

ちょっと暫時休憩します。

(正 午)

---

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

(午後 零時07分)

---

○議長（井田和宏君） 昼食のため休憩します。

(午後 零時08分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 1時10分)

---

○議長（井田和宏君） 暫時休憩いたします。

(午後 1時10分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 1時41分）

○議長（井田和宏君） 今、休憩中に議会から公共施設マネジメントの基本計画についての意見をまとめて1つ出しました。それに対する回答は来たのですが、各会派からの意見を添付をしました。それに対して私から何も求めていなかったのが、今回回答は来ておりません。今後といたしましては、こういった計画等が上がる場合には、町民にかかるパブコメ前、おおよそ1か月前には議会に対して説明するように求めていくと、議会としては全協でその計画等に対して意見がまとまるようであればまとめる、まとまらないのであれば、各会派から意見を出すことももちろん認めますし、その意見に対して回答を求めるとすれば、執行側に回答を求めていくということによろしいでしょうか。全てのものについてパブコメ前に議会への説明を求めるといって、そこについては今後判断をさせていただきます。

今のところは以上です。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。そしたら、今のよう形で19日にもう一回全てのものかどうか確認をさせていただきます。

〔「いいです、それで」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 今日、この公共施設マネジメント基本計画について議会で1つまとめたものについては、今、回答が得られております。各会派から上がった意見については添付をしましたが、回答は難しいということを言われましたので、ここについて、もう時間がない中で回答を求めていくのかどうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それは、求めるかどうかについては、今のさっきお話ししたのにすると、各会派で求めるかどうかということはまた決めていただいて、求めるようであれば私のほうから担当課のほうに伝えます。

次に、第7次行政改革大綱（素案）に対する意見と国土強靱化地域計画に対する意見ということで、2つの会派から意見が出されています。私の伝え方が悪くて申し訳なかったのですが、2つの会派からは意見が今のところ出ていませんので、これを確認しましたら、第7次のほうは3月12日までは欲しいということ、第7次が3月12日まで、国土強靱化のほうは3月16日まで、12と16です。今、全ての会派から意見が出ているわけではないので、この場で議会としての意見をまとめることができませんので、この件についてはもう時間がなくて申し訳ないのですが、各会派でまとめていただいて、出すようであれば、今言った7次が12日には出さなければいけないということがありますので、遅くとも12の午前中、国土強靱化のほうが遅くとも16には出すので、16の午前中には提出をしてほしいと思います。その際に回答を求めるといってどうするのか伝えてください。いいですか。

山口議員。

○議員（山口正史君） この2件に関しては、それでは議会としてはまとめないで、各会派ばらばらで出していくということですか。

○議長（井田和宏君） 今の段階ですと、2つの会派から出ておりませんので、今日の時点ではまとまらな

いし、時間もございませんので、各会派からということをお願いをしたいと思います。

久保議員。

○議員（久保健二君）　　うちは、個人というか、前回の全協で個人的な意見とかを強靱化計画に関して言ったりして、それが反映されるかどうかは別として、もう一件のほうはさせていただいているので、今回改めて12と16って、今、日程のほうをお聞きしましたけれども、そこに間に合うように会派としてまとめることはしなくていいという意見が今出ているので、もしあれでしたら、今出されている中でのれるものに対して賛同させていただきますけれども、会派としては今回まとめを出す予定はないので、であればもし議会としてまとめるのであれば、この中でやっていただく、うちはそれで結構ですけれども。

○議長（井田和宏君）　　ということは、今出ている2つの会派で意見が合うところは合う意見のところがいい、そういうことですか。共産党さんはどうですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君）　　吉村です。今回は、私たちも今日の5時までかというふうに捉えていたので、今日の5時までには出す、または先ほど議長がおっしゃった日にちまでには間違いなく出したいと思っておりますので、やっぱり各会派に回答を求めるということで、それで提出して回答を求めるということでいいのかなというふうに思います。

〔「議会としてまとめるかまとめないかの話ししている」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君）　　だから、今日はまとめる時間があれなので、私としてはまとめないで各会派ごとに回答を求めるという形でいいのかなというふうに思います。

○議長（井田和宏君）　　そうしますと、輝さんは。

〔「出さない」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　　出さない。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　　暫時休憩します。

（午後 1時49分）

---

○議長（井田和宏君）　　再開いたします。

（午後 1時53分）

---

○議長（井田和宏君）　　今回の第7次行政改革大綱の素案と国土強靱化地域計画については、時間もなく、この場でまとめることができませんので、議会として意見はまとまらなかったということで、議会としての意見はなしということにさせていただきます。

会派から意見を出すようであれば、先ほど申し上げた日までに私のほうに、議会事務局のほうに会派からの意見を伝えてください。その期限までに執行側には提出をさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　　そうしますと、その他については行革大綱、国土強靱化、公共施設マネジメント基本計画については、以上とさせていただきます。

その他、今後パブコメについてはなるべく、先ほど言ったとおり議会への説明を早めにするということも求めていきますし、そのようにさせていただきます。

それと、今後のことなのですが、今後追加議案が2件出てくる……

〔「離れるの」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 離れます。その前に。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今回、この公共施設マネジメントなのですけれども、議会として意見とか出して、その回答が来ましたが、その回答に対して議会として何かするという事はないでいいの。こうやってきたから、あとはそれぞれ議員が判断しろでいいのですか。

○議長（井田和宏君） 公共施設マネジメント基本計画に対する意見として、この前のときには総合計画との整合性がどうなのかということが各会派から出ていて、それが一つまとまったということでありまして、これについて質問をさせていただきました。回答がこのように、今お手元にあるように出てきておりますが、私としてはここまでかなというふうには思っていて、あとは個人の皆さんの判断というふうには思っていますが、皆さんのほうで、いや、そうではないよ、そうではないほうがいいのではないのかということがあれば、今この場でご意見があれば言っていただきたいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

だから、議会から意見して質問して、回答が来たものに対して議会としては、これに限らず、もうそれで終わりなのかということなのです。それに対して議会として協議をするのかしないのかということも含めて、今後こうやってパブコメで出したときに回答が返ってきたら同じようにするのか、それが方針としてどうなのかというだけなのです。例えばこれにしたって、思わず変な回答が来ていると思っているところがあるので、それについては各議員それぞれ一般質問とかでやってくれというなら、それでもいいのでしょうかけれども、そしたら結局議会として出してもそのぐらいかと思ってしまうのだけれども、回答に対して議会はどうするのかというのを決めないと、そもそもやっている意味がないのではないのかと思うだけなのですけれども、どうなのでしょう。

〔「議長の考えは」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 今回は、この質問に対してこの回答が来て、これに対して議会として何かをしようというのは、これを読んだだけではなかなか思えなかったもので、ここまでかなとは思いました。ただ、今後については、質問して回答が来て、またこの場で議会としてどうしていこうかというというのは話すべきとか、協議をすべきかなと思いますけれども、今回これに関してはこれでいいのかなとか、ここからはあと個人の判断かなと思いますけれども。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

この内容、私も疑問なところはありますけれども、それに関しては個人の対応ということであるのなら、議会として出した意味が全くないわけです。もうはなから会派で出して、それで質問があるのだったら

会派で呼ぶか何か知らないけれども、こういう場ではなくてやればいいことになってしまうので、今後に関しても同じこと言えるわけです。今回、会派で出しましたと、会派で出したものに関して全協でやるかといったら、それは違うと思うけれども、ただどの場でこれを確認して、矛盾がある、おかしいというところに関して確認していくのかというのはきちっと決めないと、これは会派で出していないから、我々が言って会派に説明してくださいというのは変な話ですよ。そうすると、結局そのままになってしまって、これで納得しろという話になってしまっておかしいと思うのだけれども。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

今回とか今後とかというのはちょっとよく分からないのですが、この回答をまず求めた理由というのが、うちの会派の場合は賛成というのを基にまとめの話しさせてもらったと思うのですが、ただ共産党さんと三芳みらいさんというのは、この回答を求めて、回答が出たものに対して判断するというので、前回の全協で終わっていると思うのです。そうすると、これはもうこれ以上する必要がないというのは、どこからそのような話になったのかなと、ここで一回話をするというので回答を求めなかったでしたっけ、前回。回答をもらって終わりではなかったと思うのです。その回答次第で判断するという話になっていたと思うのですが、そこの場所では全会派一致で話まとまっていなと思いますけれども。

○議長（井田和宏君） 全会一致ではまとまっています。

○議員（久保健二君） その回答というのが今日出てきて、これに対して最終的にどうするかというのを協議しないと、回答を求めた意味がないのかなという気はするのですが、

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ちょっと暫時休憩します。

（午後 2時00分）

---

○議長（井田和宏君） 再開します。

（午後 2時02分）

---

○議長（井田和宏君） 今、公共施設マネジメント基本計画に対する質問に対する回答が来ました。確かに今、休憩中におっしゃられたとおり、あの場では賛成の立場で意見を述べたところと反対の立場で意見を述べたところがあって、この回答を経て議会としてどう判断をするかというのをもう一回話す必要があるのだと思いますので、それぞれの会派からご意見を。

〔「聞けばいいんじゃないですか」「暫休は」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 休憩中ではないです。

山口議員。

○議員（山口正史君） 私、これ見ておかしいと思う、矛盾というか、本来の我々が問いかけていることに答えていないと思っています。それが皆さんがそう思うのだったら、また議会として、ここおかしいよと、この回答おかしいではないかということを持っていくべきだし、もしまとまらないのであれば会派という話もあり得る話だと思っているのだけれども、何をどうするかというのはこれから決めるとして、おかしいと

思っているのは、第5次総合計画に沿って事業は行われるべきではないかというのが質問です。それに対して公共施設マネジメントにおける今後の施策として、アクションプラン個別施設計画の整備運用と記載されていますと、だから問題ないのだということ述べたいのだろうと思うのですが、あくまでもアクションプランにしても何にしても、第5次総合計画に沿って出していくのかって聞いていて、それが記載されていますで終わらせてしまっている、質問の答えになっていないのです。問題はそこなのです。だから、その下に長々と書いてあって、学校については今後どうするかとか、長寿命化だとか、住民の意見を聞いて、そんなこと何も聞いていないのです、我々。だから、単純に第5次総合計画でうたわれていないことをその下位の公共施設マネジメント基本計画でもってやっていいのか悪いのかという疑問に対して何も答えていないというのがこの答えを見たときのあれです。人口どうこうなんか何も聞いていませんよ、上で。うちはそう思います。だから、答えがそもそも聞いている内容と違う。聞いている内容にきちっと答えていないという判断です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

私は、先ほど議長が言ったように、ここのところはもうこれで終わりにして、これは議会として出しているわけですから、回答が来たといってそのまま終わりにするというのはおかしいと思うのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 変なところは変なで、ちゃんと次は要望していくべきだし、こういう議論というのは必要だと思います。だから、議長が先ほど言いました。この公共施設マネジメントについては、これで僕はいいと思ったけれども、今後についてはちゃんと協議をしていくべきだっておっしゃいましたよね。私は、その議長の発言でいいと思いますけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時07分）

---

○議長（井田和宏君） 再開します。

（午後 2時07分）

---

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それは、私は先ほどみらいさんからあった意見、それはもっともだと思います。回答がもう少し第5次総合計画に沿った回答ではないと思いますので、そこの回答の仕方はおかしいという、そういうことはちゃんと指摘してもいいと思います、その部分は。

○議長（井田和宏君） そうすると、三芳みらいも共産党さんも質問の答えになっていないから、再度改めて回答を求めるということでよろしいですか。

暫時休憩します。

（午後 2時08分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時12分）

---

○議長（井田和宏君） 三芳町公共施設マネジメント基本計画の素案に対する質問に対する回答なのですが、これについてはきちんと質問の内容に対して答えていないということだったので、改めて回答を求めます。次の全協に間に合うように回答を求めていきますので、その書面のやり取りも含めて皆さんにお出しをしますので、ご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 続きまして、そうすると第7次行革大綱、国土強靱化、三芳町公共施設マネジメント基本計画については、以上とさせていただきますもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 先ほど途中まで話をしましたが、追加議案がありそうです。まだいつ出るとは言われていないのですが、恐らく人事案件が2件上がってくるというふうには聞いておりますので、なるべく早く上げてくれるようには伝えましたが、上がり次第皆さんのほうにお伝えをさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それと、これもまだ案内が来ていないのですが、太陽の家の内覧会があるということは聞いています。これが3月24日、小学校の卒業式の日です。ちょっと時間まではっきり聞いていないのですが、太陽の家の内覧会が24日にあるということは聞きましたので、お伝えをします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 9時半から12時、内覧会が、分かりました。議員も出席だと思います。暫時休憩します。

（午後 2時14分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

---

○議長（井田和宏君） 今3月の24日、太陽の家の内覧会があるということで、案内はまた全議員に来るそうなので、案内が来次第、またレターケースのほうに入れさせていただきたいと思います。

もう一つ、私のほうから最後、パーティションが議場とこういった委員会室に置けるようなものなのですが、臨時交付金でもしかしたら予算をつけてくれるかもしれない、分からないですけども、そういったお話があったということだけお伝えはさせていただきます。

暫時休憩します。

（午後 2時16分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 2時21分)

○議長（井田和宏君） 今のパーティションの話でありますけれども、今話をしましたが、もう一回正副議長のほうで考えますので、ちょっと今の話はなかったことにしてください。よろしくをお願いします。

あと最後に、事務局のほうからありますので、お願いします。

○事務局長（落合行雄君） 政務活動費の関係の書類提出についてお配りさせていただいております。まず、令和2年度の政務活動費の収支報告につきましてでございますが、政務活動費収支報告書、様式第4号及び政務活動報告書、様式第5号につきましては、日付のほうは4月中の日付で提出をお願いいたします。また、支出明細が分かるもののうち、領収書等でございます。そちらのほうもお願いいたします。提出期日のほうは、4月28日の水曜日までということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、令和3年度の政務活動費についてでございますが、様式第1号の政務活動費交付申請書及び様式3号の政務活動費交付請求書につきましてでございますが、交付申請書のほうにつきましては、4月1日の日付で提出をお願いいたします。また、交付請求書のほうにつきましては、日付は空欄でお願いいたします。こちらの提出期日は、4月5日までということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 今の政務活動費の関係の書類の提出について説明がありましたけれども、質問ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

書式が変わっているのかどうかちょっと古いの持っていないのですが、政務活動費分割支払計画書ってありますよね。これはもう出しているものもあるわけですが、それに関してはこっちに記載、要するに転記して出す必要はないわけですよね。

○議長（井田和宏君） 事務局長。

○事務局長（落合行雄君） 様式のほうは特に変わってございません。

それで、分割の支払い計画書につきましても、提出してあればそれでよろしいのではないかと思いますのですが、ちょっと私もあまり詳しいことよく分かっていない、すみません。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。この件に関して。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

様式5号の政務活動費収入支出整理簿のほうのエクセルの計算式が入ったものがあると思うのですが、それを送ってもらいたいのではございますけれども、マイナスが何かうまく計算が出ていなかったの、変えたというふうな、たしかそんな話をお伺いしたので。

○議長（井田和宏君） エクセルデータで送ってほしいということですか。エクセルのデータ、ものを送ってほしい。

○議員（細谷光弘君） 入れたら自動的に計算できるようになっていたのだけれども、マイナスが前もらったやつがちゃんと出なくて、自分で全部やり直したことがあったので、何か訂正したような話をたしか聞いて

たので、あればデータを送っていただきたい。

○議長（井田和宏君） 事務局長。

○事務局長（落合行雄君） そちら確認いたしまして、お送りさせていただきます。

○議長（井田和宏君） お願いします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

いつだったか覚えていないのですが、政務活動費の確認をしているときで、整理簿についていろいろ統一されていなかったの、見づらいということで統一をしました。それで、その書式がフォーマットでありますので、必要な方は事務局からもらっていただければと思います。マイナスの部分、残金とかでマイナスとなった場合には、黒塗りの三角での表記になっています。

あともう一つ、先ほどの分割請求ですけれども、こちらについても一回出しておけば大丈夫です。ただ、分かりづらいなと思った方はコピー出されている方もいるので、それをつけていただいてもいただかなくても特に問題は無いのです。もう既に分かっていますので。ということではよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっとこれにも関わってくるので、議運で一回協議になって、ペーパーレスの件です。令和3年度から進めるということで、ではそれを進めるに当たって政務活動費でタブレットとか購入するのはどうなるのかというところで、確認しますと言われたのですが、議長のほうで、覚えていないですか。

○議長（井田和宏君） 町長にですか。

○議員（菊地浩二君） うん。町長にどうするのかというのを答えを出していただくと、もう今年度分余っている方も多と思うし、もし使えるのだったら今年度分で買っていただいて、来年度に備えるというのものもあるし、来るというのが分かっているのであればというのもあったと思うのですが、それについての方針をお聞かせいただければと思いますが。

○議長（井田和宏君） 町長に多分確認をして、持っているものは持っているもので。

○議員（山口正史君） 今持っている人は、そのまま使ってもどっちでもいいのですが、9月に物が来るのかどうか、全員に配布されるのか、中に入るソフトは何なのか、その辺を確認して、9月議会はそれを使っていくという人もいるだろうし、ある部分ソフトが入らないから嫌だよといって新たに自分で購入するか、今の使っている自分のものを使うか判断するので、その辺も含めてという話は出たと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今年に入って最初に言われたのが、去年の終わりだったって、GIGAスクールのがあったから12月中に言われたのかな、議員の方もタブレット持っていない方には配布を考えているというのがあって、一回それがあって、その後でペーパーレスをするので、議員全員に貸与するという話があったと思うのです。それで今の話になったのですが、だったら貸与されるのに政務活動費でそういうのを買うのはどうなのだろう

うかというのが出て、それを確認しますということだったと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 早急に確認をして連絡させていただきます。

ほかにございますか。いいですか。

〔「今と別の」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） いや、今のは政務活動費の件です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ほかにないようでしたら、私のほうからのその他は全てですが。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

1点だけすみません、全協についての確認なのですけれども、最初先ほど冒頭で議長のほうからもご説明あったように、8日の日に協議事項5個、5つでしたか、やるということで、時間の都合もあるからということで19日と分散されてやるということでしたけれども、その中で個人的とか会派の中での話で、できれば定例会中の全協なので、4月にずれ込んでも問題ないような協議事項だとかというのは、調整のほうもできればしてほしいというようなお願いもさせていただいて、結果19日にも分けてやっていただくような形にはなったのですけれども、1点ちょっと確認、今日の2点に関しても、補正で上げたりするような案件だったので、正直今日やる必要があったのかなということも思いました。19日は、残りの3つの協議事項あると思うけれども、1点、藤久保地域拠点施設の基本計画というのが4日の検討委員会の会議が行われる、行われないという話ありますけれども、こちらの説明というのはこの19日にちゃんとした説明を受けられるのかどうか確認がしっかり取られているのかということと、あとワクチン接種に対しても同じなのですけれども、その辺って協議事項とあと日程には入っていますけれども、説明というのを受けられるような準備というのはできるのですか。4日の会議が行われていないから、今日の全協から外して19日に回されたと思うのですけれども、19日までの間にそのような会議が行われて説明をしっかりとできるというので、この日程ということでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） その件も確認はして、政策推進室のほうには19日の全協にはその2点、藤久保地域拠点と交付金の関係、それは説明を求めましたし、必ずしてくれるようには求めましたが。

○議員（久保健二君） いや、私聞きたいのはそうではないのだ。議長のほうが求めてくれたのはそれでいいと思うのですけれども、ただ会議が行わなければ、その時間を取っても説明ってできないわけではないですか。そこら辺は、説明ができるちゃんと準備が19日にはできるのですかというのを今ちょっとお伺いしているのですけれども。

○議長（井田和宏君） その会議、委員会が19日までにはやるということは返事としてはもらっていますけれども、今のところやるという返事をもらっているということしか言えません。

久保議員。

○議員（久保健二君） これは、ちょっと私のことになってしまうのですけれども、委員会のほうも今日、実は8日、この後総務常任委員会のほうも入れさせていただいてはいるのですが、というのが今日入れたのも、全協ではなくて委員会の場だったかな、一応この政策のほうから、今日の全協で説明を受けられるだろうというのを前提で、説明を受けた後に委員会を開けば藤久保地域拠点のことに対しての協議ができるとい

うので、こういうスケジュールを組ませていただいたということもあったので、なのでちょっとこの辺の調整というか、確認というのがもう少しやっていただければスケジュールどおりに進められるのかなというふうに思ったのと、あと今日環境課のほうも話聞いていると、これから状況を見て積算を出して補正予算を組むという話だったので、というのを聞くと、何か今日ではなく4月とかもう少し時期をまたいだほうがしっかりした説明というのを受けられたのかなと思うと、もう少し何か調整していただければ協議事項とかも、定例会中ということもあるので、よかったのかなというふうに思ったので、ちょっと意見をさせていただきました。確認のほうだけもう一回ちょっとしていただければと思います。

○議長（井田和宏君） はい、確認をします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そしたら、協議事項、報告事項、その他も含めて以上とさせていただきます。

それでは、事務局のほうにお返しをします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（落合行雄君） お疲れさまでございました。

閉会につきまして小松副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、早朝より全員協議会ということで大変お疲れさまでございました。協議事項がたくさんあってということで、19日にも分けてということになってしまったことをまずおわびを申し上げます。

また、明日からいよいよ特別委員会ということで、皆様それぞれいろいろ調べられることもあると思いますので、新年度予算、大事な議案でございますので、しっかりと調査の上で質問していただきたいと思ひます。

本日は大変にお疲れさまでした。

（午後 2時35分）